



志賀町告示第1号

令和6年能登半島地震による町税の申告、納付等の期限の延長について

志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第7条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月19日

志賀町長 稲岡 健太郎



| 指定地域 |
|------|
| 富山県  |
| 石川県  |